

2017年10月25日

ソフィア会会員の皆様へ

ソフィア会終身会費に関する最終まとめ

終身会費特別委員会

2017年秋季全国代議員会における報告を以て終身会費特別委員会は解散いたしました。ここに、会員資格と代理徴収時期に関する最終まとめをご案内いたします。

会員資格について

2017年春季全国代議員会において、会則改定が承認され、現在、以下の通りとなっております。

会則第5条第1項により、卒業生は全員正会員となります。同第5条の2第1項により、正会員は終身会費を納めるものとされますが、終身会費を納めない場合でも正会員たる資格を失うものではありません。したがって、終身会費未納の正会員となります。（ソフィア会は、当該会員から終身会費を納めていただくよう努めることとなります。）

終身会費増額の適用開始時期に関する補完について

2016年秋季代議員会では、以下の通り決議されています。

「2020年4月1日より終身会費を4万円にする」「増額時期は、4年次一括が適用される2017年度4月入学の学生から終身会費を徴収する2020年4月1日とすることが適当である。」

この決議は、学部生に関しては正しいものの、大学院生や助産学専攻科学生などには触れられていないために不完全であることから、これを、下記の通り整理して上智学院とも共通の理解であることを書面にて確認した上で、2017年8月の常任委員会での最終確認(承認)を得ております。

<最終確認結果>

終身会費4万円への増額を2017年4月以降の入学者に適用し、**最終年次**の学費請求時に上智学院が一括代理徴収する。

分類 (課程)	標準修学年限	適用開始	4万円代理徴収開始時期
学部生	4年	2017年4月入学者	2020年4月
助産学専攻科	1年	2017年4月入学者	入学前
大学院博士前期課程	2年	2017年4月入学者	2018年4月
大学院博士後期課程	3年	2017年4月入学者	2019年4月
法学研究科法曹養成専攻 (標準コース)	3年	2017年4月入学者	2019年4月
法学研究科法曹養成専攻 (短縮コース)	2年	2017年4月入学者	2018年4月

以上